

令和元年度第2回千葉市子ども・子育て会議 議事録

1 日時 : 令和元年10月30日(水) 10時00分～12時00分

2 場所 : 千葉中央コミュニティセンター10階 101会議室

3 出席者 :

(1)委員

久保桂子委員(会長)、深山博司員(副会長)、榎沢良彦委員、大森康雄委員、片岡敏子委員、上村麻郁委員、木村秀二委員、久留島太郎委員、高野雅子委員、畠山一雄委員、原紘子委員、原木真名委員、増田和人委員、渡辺淳津子委員

(2)事務局

【こども未来局】	峯村こども未来局長、佐々木こども未来部長
【こども未来部こども企画課】	内山課長、安西補佐
【こども未来部健全育成課】	鎌野課長
【こども未来部こども家庭支援課】	宮葉課長
【こども未来部幼保支援課】	鈴木課長、柘見幼児教育・保育政策担当課長
【こども未来部幼保運営課】	秋庭課長、田中保育所指導担当課長
【保健福祉局健康部健康支援課】	阿部課長

4 議題 :

(1)教育・保育の「確保方策」について

(2)地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」について

5 議事の概要 :

(1)「教育・保育の『確保方策』」について事務局より説明があり、質疑応答、意見交換を行った。

(2)「地域子ども・子育て支援事業の『量の見込み』及び『確保方策』」について事務局より説明があり、質疑応答、意見交換を行った。

(3)次回以降の開催日程について事務局より説明があった。

6 会議の経過

○安西補佐 おはようございます。お待たせいたしました。予定の時刻となりましたので、ただいまから令和元年度第2回千葉市子ども・子育て会議を開会させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきますこども企画課課長補佐の安西です。よろしくお願いいたします。

それではまず、お配りしております資料の確認をさせていただきます。次第、委員名簿、座席表、資料1-1から資料2-2までの資料一式、参考資料として千葉市こども

プランの第1章の抜粋を机上に配付してございます。そのうち、資料1-1、資料1-3、資料2-1及び資料2-2につきましては、事前に送付をさせていただいております資料に修正がございましたので、大変恐縮ですが、机上に改めて資料一式を配付しておりますので、本日はそちらを御使用いただきたいと思います。

なお、こどもプランにつきましては、次回も使用いたしますので机上に置いてお帰りでください。不足はございませんでしょうか。

次に、傍聴に当たっての注意事項を申し上げます。入室の際に配付しました傍聴要領の記載事項に違反したときは退室していただく場合がございますので御注意願います。

本日は、過半数以上の委員の方に御出席いただいておりますので、条例の規定により、当会議は成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、開会に当たりまして、こども未来局長の峯村より御挨拶を申し上げます。

○峯村こども未来局長 皆様、おはようございます。こども未来局長の峯村でございます。令和元年度第2回の千葉市子ども・子育て会議の開会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、10月10日に第1回目を開催させていただきまして、短い期間での第2回目の会議ということで、今回の開催に御協力いただきましてありがとうございます。特に、前回10日以降、台風19号があり、そして、先日は集中豪雨ということで、実は千葉市、非常に温暖な地域ということで、今まで自然災害で死者が出たということは私の記憶上なかったと思います。ところが、今回、土砂崩れということで大変残念なことに死者が出ってしまったということで、市としても、土砂災害の警戒区域等を改めて検討をしていきたいと考えているところでございます。

また、皆様方には、日ごろより本市の児童福祉の充実、向上のため多大なる御尽力、御協力をいただきまして、誠にありがとうございます。改めて感謝を申し上げる次第でございます。

さて、本日の会議でございますが、議題にもございますように、前回の会議で御意見を頂戴いたしました地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」につきまして、再度御説明をさせていただきまして御審議をお願いしたいと考えております。

また、地域子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、御審議いただいております「量の見込み」を踏まえました教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の今後の整備方針となります「確保方策」につきましても、本日は御審議をお願いしたいと存じます。

これらにつきましては、次年度以降の本市の子ども施策の柱ともいえる重要な案件でございますので、委員の皆様方におかれましては、前回に引き続きましてそれぞれのお立場から忌憚のない御意見を頂戴したいと考えております。

本市の子育て支援の一層の推進のため、さらなる御支援、御協力をお願い申し上げます。簡単ではございますが私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○安西補佐 それでは、ここからは会長に議事進行をお願いしたいと存じます。久保会長、

よろしくお願いいいたします。

○久保会長 皆さん、おはようございます。

それでは、本日の議題に入らせていただきます。議題（１）教育・保育の「確保方策」について事務局のほうから説明をお願いいいたします。

○柘見幼児教育・保育政策担当課長 幼保支援課幼児教育・保育政策担当課長の柘見でございます。よろしくお願いいいたします。それでは、座って説明させていただきます。

まず資料１－１、「教育・保育の『量の見込み』について」をご覧くださいと思います。前回、子ども・子育て支援事業計画のいわゆる需要見込みである教育・保育の量の見込みについて御説明させていただきましたが、今回はその量の見込みを受けて整備量、いわゆる確保方策について、この後、資料１－２で御説明いたします。今回、資料１－１では、この前説明させていただいた内容のおさらいとしてワンペーパーにまとめてございますので、前回説明した内容と基本的には一緒でございますが、おさらいの意味を込めてまず御説明させていただきたいと思います。

それではまず、資料１－１の１番、現行計画の「量の見込み」をご覧くださいと思います。こちらは３号認定の０歳児、それから３号認定１・２歳児、２号認定３歳以上児、それから一番下に合計、そして左から現行計画、こちらは２７年度から今年度までの計画となっておりますが、計画が始まる前の２６年度の実績、それから中ほどに計画最終年である今年度、平成３１と書いてありますが、当初計画の見込み、それからその右に実際の今年度の実績、そして一番右に児童数に占める割合、そちらの計画と、それから計画開始前の２６年度との実績の差、いわゆる伸びを計画でどれだけ見込んでいたか、そして実際どれだけ保育の利用が伸びたか、そしてその差、そちらのほうを記載してございます。

平成３１年度実績のところの右、児童数に占める割合のところですが、例えば３号認定０歳児、一番上の欄でございますが、児童数に占める割合は平成３１年度の計画時点では３１．６％を見込んでおりました。実際、計画開始前の２６年度には１０．５％でしたので、児童数に占める割合、２１．１％の伸びを計画上は見込んでいたという形でございます。それが実際、平成３１年度では１８．９％ということで、３１年度の実績と計画開始前２６年度の実績の差としては、実際の伸びとしては８．４％で、１２．７％と大きな乖離が出ているというような状況でございます。

また、一番下の保育利用率の合計を見ていただきますと、平成３１年度実績のところの児童数に占める割合の一番下、４０．５％、こちらが全年齢合計の保育の利用の率という形でございますが、当初計画では３７．８％を見込んでおりましたので、計画開始前の２６年度の実績２８．３％から９．５％ほどの伸びを見込んでおりましたが、実際には１２．２％ほどの伸びとなっております。こちらについては実績とほぼ近い数字になっているのかなというようにところでございます。

次に、次期計画の「量の見込み」、２番でございます。（１）の算出手順のところですが、手順のほうは前回御説明させていただきましたので、丸の２つ目、現行計画の「量の見込み」におきまして、今御説明したとおり、０歳児の見込みに大きな乖離、１２．７％

伸びが違うということがございましたので、今回の次期計画の「量の見込み」では0歳児の量の見込みを補正してあるという状況でございます。

補正の方法としましては、0歳児のいる母親につきまして、ニーズ調査で1年以上育児休暇を取得する意思のある場合を除くということにしております。前回調査では、0歳児のいる御家庭の母親に保育利用の意向を聞いたときに、保育を利用したいという方を0歳児のところでカウントしていたんですが、実際には1歳になってから預ける、2歳になってから預けるという場合も含んでいたということで、今回は、1年以上育児休暇を取得した場合には当然お子さんは0歳から1歳などになりますので、そうした部分は0歳児からは除くという形で補正をしております。

その結果の(2)の算出結果でございます。令和2年度から5年間、最終的に令和6年度までの量の見込みを年齢別に記載しております。右から2番目、児童数に占める割合の一番下の保育利用率でございますが、51%ほどとなっております。こちらは前回も少し御説明させていただきましたが、今、就労していなくても今後就労する、したいというような御希望がある場合、そうした潜在的な保育需要を含んだ数字となっております。こちらの見込みが51%となっておりますが、先ほど触れました上のほうの表、31年度実績の児童数に占める割合の合計の欄は40.5%となっております。ですので、量の見込み上はこの5年間で保育利用率が10.6%ほど伸びるという見込みになっております。

前回計画では9.5%ほどの伸びを見込んでおりましたので、それよりやや高いという形でございますが、実績では12.2%実際には伸びたということで、実績よりはやや低い数字となっております。

その他の年齢につきましても、前回、現行計画の実績、そちらの伸びとほぼ同じ傾向となっております。特に0歳児の伸びにつきましては、一番上、26.6%ということで、5年間の伸びとしては7.7%、現行計画の5年間の伸びが8.4%となっておりますので、おおむね適正な範囲内であろうかと考えております。

なお、こちらの数字は若干修正がございましたので、前回の数字と若干、修正がございますので、その点御注意いただきたいと思います。

こちらが前回も御説明させていただいた「量の見込み」という形でございます。

続きまして、資料1-2をご覧くださいと思います。こちらは子ども・子育て支援事業計画にかかわります、今申し上げましたいわゆる需要の見込みに対応して、これから教育・保育、どれだけの量を確保していくのか、そうした「確保方策」についてということでございます。

まず最初に、現行計画ではどのような整備実績だったのかというところを先に御説明いたします。1番のほうの表、上段に計画上の量の見込み、それに対応する確保方策、それから単年度ごとの整備量を記載してございます。下に、実績として、保育の申込者数、それから実際に整備をしてきた定員数、そして単年度ごとの整備量がどれだけかということに記載してございます。

実績としましては、R1年度のところでございますが、定員数1万7,802人をこれまで整備したという形になっております。こちらは、上段のほうの計画の量の見込み、確保

方策のほうと比べてみますと、確保方策は1万8,017人ということで、確保方策は215人下回ったという形ですが、量の見込みの1万7,364人、こちらのほうは438人上回っているという状況でございます。

また、実績の保育の申込者数、こちらも1万7,501人ということで、こちらを上回る形となっております。

待機児童も今年度4月では4人と、おおむね解消されている状態でございます。

これまで、実績、H26年度のところを見ていただきますと、申込者数1万3,588人に対して、定員が計画開始前は1万2,410人ということで、1,000人ぐらい定員が足りなかったということですが、1,000人規模の整備を進めて今ようやく申込者数に追いついたというような状況でございます。

続きまして、2番の次期計画の確保方策について御説明したいと思います。(2)の確保方策の算出の表をご覧くださいと思います。区分としまして、一番上に量の見込み、先ほど資料1-1で御説明した数字、保育利用の合計のところの数字でございます。それに対して②のところ、確保方策(定員数)とございますが、こちらが今後整備していく確保方策としての定員数という形でございます。そのために毎年度、整備量としてどれだけ定員を整備していくか、それが3番目に記載してございます。こちらは年度のところを全て各年4月1日の数字ということで整理してございますので、整備量のほうはそれぞれ前年度に整備する数字という形になっております。

その下、二重線の下には量の見込みと確保方策の差、ここ、申し訳ございません、①-②となっておりますが、こちらは誤りでございまして、②-①でございます。確保方策から量の見込みを引いた数字の差という形になっております。

下の表をご覧くださいますと、確保方策のところの一番右、R6からR1の増減、いわゆる5年間でどれだけ量を整備するかということでございますが、量の見込みの差が3,463人ございます。ですので、この量を確保する必要があるということで保育の受け皿、こちらでは3,514人分を見てございます。

ここから(1)の基本的な考え方の丸の1つ目にも記載してございますが、令和元年度、今年度の整備見込みにつきましては、前回御説明させていただきましたが、現状で717人となっております。ですので、令和3年度から6年度までは3,514人から717人を除いた残り2,797人分について令和3年から令和6年の4年間で整備が必要ということになります。

考え方としましては、最初の3年間でこの必要量の80%分、4年間ですと通常75%となりますが、若干前倒しをして80%分、2,263人分を整備しまして、最後の1年間で残り20%分、534人を整備するという計画にしております。こちらの割り振りについては現行計画と同様の考え方となっております。

また、2つ目の丸でございますが、令和6年度の時点を見ていただきますと、二重線の下、量の見込みと確保方策との差は352人ということで、定員数、確保方策のほうは量の見込みを352人上回るという形になっておりますが、その内訳として下に年齢別を記載してございます。そのうち、1歳、2歳児につきましては、量の見込みを満たさない

940人分不足すると、内訳としてはそうした形になっております。こちらにつきましては、全体としては、定員、全年齢の合計としては352人上回る形で満たしているということで、1・2歳児につきましては、3歳以上児、0歳児の定員の枠もございまして、定員の弾力化により対応したいと考えてございます。

次に、表の下に、現行計画との比較を記載してございます。整備量につきましては、先ほど1番の計画のところ、一番右の欄に、確保方策、5年間で5,607人整備するという計画でございました。これは1年当たり1,000人規模の1,121人となっております。次期計画におきましては先ほど申し上げた5年間で3,514人、年間ですと702人となっております、約6割程度の整備量となっております。

また、現行計画におきましても、最終年度、平成31年、令和元年度におきまして、1・2歳児の需要はマイナス575人と満たさない計画となっておりますが、全体の計画としては需要を満たすという計画として、こちらの不足分についても定員弾力化により対応するとしております。

最後に、受け皿確保にかかる考え方でございますが、保育園、認定こども園、幼稚園など既存施設を最大限活用するというのを、これまでも認定こども園への移行、認可外の認可化、定員増、そうしたもので最大限活用したいと考えておりますが、それだけでは保育ニーズの増加に対応できないという地域につきましては、そうした地域に限定して施設等の新設も引き続き検討して整備をしていきたいという考えでございます。

説明は以上でございますが、先ほど令和各年度の割り振りを御説明しましたが、今年度の整備見込み717人につきましては、今現在も申請を受けている案件がございますので、この辺の数字は若干また修正が入ってくる可能性がございます。ただ、全体の考え方としては、以上、御説明したとおりとなっております。

こちらのほう、表だけですとちょっとイメージが湧きにくいかと思いますので、資料1-3、グラフをご覧いただきたいと思っております。中央、点線がございまして、その左側が実績、これまでの保育の申込者数の推移、そして整備をしてきた定員数の推移が実線となっております。それにつきまして、右のほう、今の計画でございまして、点線の量の見込み、令和元年から令和2年で急に跳ね上がっておりますが、こちらは、先ほども少し触れましたが、潜在的な保育需要を含んだ保育利用率が約51%の数字となっておりますので、潜在的な保育需要を含んだ数字という形となっております。

それに対しまして定員数、これから整備していく確保方策でございまして、今御説明した形で最終年度の令和6年度までに量の見込みに追いつくというような形で整備を進めていくというような内容になってございます。

「確保方策」につきましての説明は以上でございます。

○久保会長 資料1-4の説明はございますでしょうか。

○柘見幼児教育・保育政策担当課長 済みません。資料1-4につきましては、先ほど御説明した数字のそれぞれ年齢別と、それから2枚目以降は各区ごとの数字となっております。今日はお時間も限られておりますので御説明はいたしません、こちらのほうも後ほどご覧いただければということでございます。

説明は以上でございます。

○久保会長 どうも御説明ありがとうございます。本日は、教育・保育の「確保方策」と地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」につきまして審議いたします。なお、今日は時間の制約もございますので、ポイントを絞った審議をしていきたいと思っております。皆様、御協力のほどよろしくお願いたします。

それではまず、ただいま事務局より御説明がございました教育・保育の「確保方策」につきまして何か御意見、御質問がございますでしょうか。

○畠山委員 この5年間で大分いろんな事業者が整備されてきてよかったと思うんですけども、幼稚園でやっている長時間の預かりが今かなり増えてきていると思うんですけども、これは5年間でどの程度増えていくのか、それから、この間の回でも申し上げましたけれども、新2号、新3号、これは恐らく今年度中にはどのぐらい移行したかわかると思うんですけども、幼児教育無償化によってこの辺のところはかなり増えるのではないかと思いますけれども、この辺のところはどういうふうにお考えになっているのか、その2点についてお伺いしたいと思います。

○久保会長 それでは事務局、次の議題とも関係すると思っておりますのでお願いいたします。

○栞見幼児教育・保育政策担当課長 幼保支援課担当課長でございます。

まず、幼稚園の長時間預かり保育、どれだけ増えたのかということでございますが、申し訳ございません、今ちょっと手元に資料はございませんが、長時間預かりということに限定ということではないんですが、私立幼稚園のほうで行っている預かり保育につきましては、今、私立幼稚園ございます中で、市内の園ですと、新制度に移行していない私立幼稚園は61ほどございますが、そのうち預かり保育自体をやっていない園は1園ということで、60の園が今実施しているという状況でございます。

また、無償化についてでございますが、今、委員からもお話ございましたが、今、制度が始まって、例えば幼稚園の新2号などにつきまして、今後10月から12月の支払いの業務が出てくるときに実際の正確な数字というものは出てくるかと考えておりますが、9月の頭の時点で、幼稚園の預かり保育、保育認定を受けて無償化の対象になる方の数としましては、まず、新1号認定が私立幼稚園で約8,850人いらっしゃいまして、そのうち私立幼稚園で約1,870人ほど、約20%程度の方が新2号の申請をしていると。これは内訳は申し訳ございません、こども園のほうが入っていないんですが、今のところ、私立幼稚園ですと20%ほどが保育認定のほうを申し込んでいる状態となっております。

無償化の影響につきましては、前回も少し御説明しましたが、ニーズ調査の際に無償化の実施を前提に調査をかけておりますので、先ほどの潜在的な保育ニーズの中にはそうしたものを含んでいると考えておりますが、申し訳ございません、今ちょっとその中で無償化の影響がどれくらいかということところまでは出ていないような状態でございます。

○畠山委員 それはいいです。もう1つ言いたいことは、幼保運営課のホームページ、直してもらったんですけども、あそこに長時間預かり保育は名前が出てくるんですけども、ほかの保育園なんかについては全部そのリストにリンクするようになっていて、長

時間預かり保育のところはそれがどういうふうになっているのかわからない。それで、今の待機児童もあるし、それからいろんなニーズがあるときに、やはり、この千葉市で持っている経営資源、保育園とか幼稚園のそういった機能を、せっかく幼保運営課と名前を変えてもらったんですから、もう少し幼保運営課のほうでも、その長時間預かり保育なり、これから新2号、どちらの課でやるかわかりませんが、持っている経営資源をしっかりと活用してやってほしいなと思います。

以上です。

○久保会長 事務局、よろしいでしょうか。

○柘見幼児教育・保育政策担当課長 幼保支援課担当課長でございます。

今の幼稚園の預かり、長時間保育のホームページなどは、もう1度見返して、工夫できるところを検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○久保会長 それでは、そのほか御質問、御意見等ございますでしょうか。原委員、よろしくお願ひいたします。

○原委員 済みません、区ごとの量の見込みなんですけれども、これは児童数に対して出されているのでしょうか。中央区でも生まれたとしても、両親の働き先が花見川区と若葉区とかで、その間の区に預けたいというお母さんたちも多分いると思うんですけれども、そういうのは考えて量の政策をつくられているのか、お伺ひしたいなと思ひまして。

○久保会長 では事務局、お願ひいたします。

○柘見幼児教育・保育政策担当課長 区ごとの量の見込みにつきましては居住しているところをベースに数字をはじいております。例えば保育園の新設などを行うときに、保育需要の高い地域などを検討させていただくんですが、そうしたときには、当然、実際の待機児童もしくは入所待ち児童、その地域の保育需要がどれだけあるかというようなところを分析して地域の整備は決めていくという形で、こちらのほうは大枠で各区の保育需要を居住ベースで見えていくという形でございます。

○原委員 ありがとうございます。もう1つお願ひしたいことがあって、去年、私、保活を中央区でしたんですけれども、保育園に入れるかどうかを去年の最低点数を調べてもらってやっていたんですけれども、区ごとの情報しか得られなくて、全区で共用していただくことってできないのかなと思ひまして。

○久保会長 事務局、よろしくお願ひいたします。

○秋庭課長 幼保運営課でございます。

それにつきましては、検討させていただいて、できることはやらせていただきたいと思ひます。

○原委員 よろしくお願ひします。

○久保会長 よろしいでしょうか。

○原委員 はい、ありがとうございます。

○久保会長 それでは、そのほか御意見、御質問。原木委員、お願ひいたします。

○**原木委員** 資料1-1で、3号認定の0歳児が、当初計画が31.6%だったのが実際は18.9%だったと。この乖離の理由って何かわかりますか。例えば1歳児までの育休がとれるようになったせいとか、本当は希望しているんだけども兄弟と同じ保育園に入れないからとか、近くのいいところがないからとかで諦めたとか、そういう理由がもしあったら教えてください。

○**久保会長** 事務局、お願いいたします。

○**栢見幼児教育・保育政策担当課長** 幼保支援課担当課長でございます。

こちらのほうは、計画が31.6%ということだったんですが、こちらはやはり、先ほどちょっと補正のところでも触れたんですが、ニーズ調査をもとに国の手引きに依じてこちらの数字を出したんですが、0歳児のお子さんをお持ちのお母さんで保育利用の意向があると、そうした方を0歳児のほうに分類をして確保方策を立てたと。ただ実際には1歳になってから預ける、2歳になってから預ける、そうしたお母さんも当然いらっしゃるんですが、そうした方々がちょっと0歳のほうに寄った形で確保方策を見込んでしまったということがあったかと思います。それで今回は、育休1年以上については0歳児のほうからは除いて年齢のほうの補正を行うというような形にしております。

○**久保会長** そのほかございますか。増田委員、お願いいたします。

○**増田委員** 資料1-4のほうになるんですけども、こちらの令和元年度の実績部分のほうで、1号認定の量の見込みと2号の教育利用の量の見込みが1万2,360人、こちらのほうが、令和2年度の見込みという形になると、同じくくりのところの1号と2号の教育利用というところだと、極端に、2,300人ぐらい数が減っているということで、こちらのほうは先ほど計算のほうは少し変わったということだったので、どのような形で実際の人が変わったのかという話と、あと、新2号のほうが次年度からは実績で出てくると思うんですが、この今後の量の見込みというものを考えていったときに、新2号の実績の実績で出てきたものの位置づけというのはどのようになるのか教えていただければと思います。

○**久保会長** 事務局、お願いいたします。

○**栢見幼児教育・保育政策担当課長** 令和元年度のところ、量の見込み、1号と2号の教育利用のところ、申し訳ありません、幼稚園とこども園の1号認定の方の数字しか今出ていない状態で、いわゆる新2号という数字はまだ出ていないので内訳が出ていないという形になっているんですが、計画上のこの量の見込み、2号の教育利用ということでございますが、今、こちらにもニーズ調査で見込んだ数字を置いているという形になっております。こちらについては、今後、幼稚園さん、それからこども園の預かり保育、1号さんの預かり保育、無償化で増えるのではないかなというようなことも言われております。そちらのほうは実際に数字の動向を見ながら、今行っている預かり保育、幼稚園型の預かり保育、そうした補助なども活用して支援のほうを行っていきたいと考えております。

○**久保会長** よろしいでしょうか。

○**増田委員** ありがとうございます。ただ、2号の教育利用に当たる部分なんですけれど

も、恐らく今年度の、先ほど最初にお話のあったとおり、こちらの数字が今後のプランのベースの数字になっていくということで、この教育利用という部分のニーズというものについて、やはり、この新2号等も出てきた中で、しっかり次のプランをつくっていくときのこの2号の教育利用に当たる部分というもの、あるいはこの1号に当たる部分の中にちょっと新2号が含まれるかはわからないんですが、こちらの表のほうを見ると、保育の利用の量の見込みのほうは横ばいあるいは今後は増えていくという形が見えてくると、こちらの教育利用というところのほうにちょっと現実との差みたいなものが今後のニーズも含めて出てくるのではないかということで、ちょっと感じる部分もありますので、よろしく願いできればと思います。

○久保会長 事務局、お願いいたします。

○柘見幼児教育・保育政策担当課長 済みません、先ほどちょっと申し上げなかったんですが、こちらは、現行計画の中間年度の平成29年度に中間見直しを行っております。また、次期計画につきましても、中間年度、令和4年度になるかと思うんですが、そうしたところでの中間見直しも予定しておりますので、そうした中で数字の動きを踏まえて必要な見直しなどは行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○増田委員 ありがとうございます。

○久保会長 それでは、そのほか御質問ございますか、木村委員、お願いします。

○木村委員 質問というより意見になっていくと思うんですけども、これらの量の確保の仕方とか表とか、幼稚園、保育園に入る人数が云々ということなんですが、どう見てもこの折れ線グラフの推移からいって、量を確保するためには、適切かどうかわかりませんが、やはり粗製乱造といいますか、認可がどんどん増えちゃう、それで本当にいいのという疑問がどうしてもつきまとうわけでございますけれども、ただ、先ほどの議論をお聞きしていくと、現行の幼稚園とか認定こども園に子どもたちがどんどん入るようになっていく、その人数が増えていくということは、むしろいわゆる質の確保というような点からは、安心できるのかなと思うんですね。

何を言いたいかという、新規に基準を緩めてどんどん認可してしまうよりも、幼稚園でも保育園でも、きちんと何十年も質の高い保育をしているところに多くの子どもたちを行かせられるようにすることのほうが健全な量の確保だろうと思うわけです、現場からすると。

そこで、計画ですから、前年の5年間の計画というのは、古い保育園を建てかえるという子ども・子育て基金、国の施策をストップして待機児童対策のほうにお金を振り向けたんですが、待機児童がもうある一定、先が見えてきましたらば、子ども・子育て基金でもって古い保育園を建てかえるという方向にまた再開しまして、例えば90名定員を30名増やして量の確保を増やしていく。もしくは、例えば一時保育でありますとか、いろいろな保育のオプションをつけて、改築をして運営をしていきますから、古い保育園を改築するという事はむしろ量の確保にもとても貢献できるであろうと思っています。ですから、新しい計画の中では、ストップしていた古い保育園の改築をぜひ再開を

していただきたいと思います。

もう1点、これは若干計画とは離れるかもしれませんが、それぞれの現場では新しく保育園を設置とか改築をすると、オプションとして一時保育とか延長保育をやりましても、病児保育もそうだろうと思いますけれども、要するに事業をやると赤字になってしまうというような補助金体制そのものを、もっとそれをやれば本体にもきちんと還元できるとか、メリットがあるという形で保育オプション事業にいったいつけていただきたいと、いわゆるインセンティブというか。やればやっただけ損してしまうのであれば、現場としてはやる気が起こりませんから。ですから、それはぜひプラスになるように補助金内容を変えていってもらいたいと思います。

なお、蛇足になりますけれども、それを実行していくためにはやっぱり人件費補助というのが大変重要になってきて、担当課のほうは十分に御承知だと思いますけれども、やっぱり習志野とか船橋とか市川に比べて、幼稚園さんも同じだと思うんですけども、千葉市は補助金が低いんですね。そこは他市と同じように水準を引き上げていただく、それは計画の中にでも入れていただいて、政令市なんですから、政令市なりのそういう人件費補助というか人的加配、人的環境の整備、そこに力を入れていただくようにしていただきたいと思います。

以上です。

○久保会長 事務局、お願いいたします。

○柘見幼児教育・保育政策担当課長 幼保支援課担当課長でございます。

やはり今後、既存施設の整備、先ほども触れましたが、活用ということは非常に重要だと考えておりますので、既存施設の活用の方策についてもどのような方法がいいのかということも含めて検討していきたいと考えております。

○木村委員 よろしくお願いいたします。

○久保会長 お願いいたします。

○秋庭課長 幼保運営課でございます。

まず1点目のほう、補助金の体制、一時預かり、延長保育、これらに関しまして、この計画上の中でお金のことについて具体的などころまでなかなか入れにくいというような部分はあるとは思いますが、御要望として受けさせていただきたいと思います。

それから、人件費補助につきましても、私どもとしましては、他都市と比べて中である一定程度のところにあるとは思っておりますが、本市よりも上乘せしている市があるというのは承知しております。人の確保等につきましては次回以降の保育の質というところである程度は触れさせていただきたいなと思っておりますが、金額の部分まで、どこまで触れられるかというのはなかなか難しい面もあるかなと思っております。

以上でございます。

○久保会長 それでは、そのほかに御質問、御意見ございますでしょうか。それでは榎沢委員、お願いいたします。

○榎沢委員 受け皿の確保に関してですけれども、市としては、市全体とかあるいは区全体の量を問題にしていくわけですが、受け皿としては既存の施設を最大限利用す

る、これが前提ということなのですが、個別の園に目を向けてみたときに、園に余裕があるというふうな園というのは現実にあるのでしょうか。どうなのでしょうか。

○久保会長 では事務局、お願いいたします。

○栞見幼児教育・保育政策担当課長 幼保支援課担当課長でございます。

地域であるとか場所によって、今現在、定員に空きがあるというところはございます。以上でございます。

○榎沢委員 そうすると、それらもできるだけ活用していくということが必要だと思うんですけども、そういうケースですよ。幾つもあるとなるとかなり無駄というふうになってしまうわけなので、定員に空きがあるというところをいかにして有効に活用する、そこが多くの方を受け入れていくというふうに、その方向での対策といいますか、それを含めて量ということも考えていかれることが必要かなと思うんですけども。

それからもう1点ですけども、無償化によって利用者が増えるだろうということが一般的には推測されていますが、無償化によって保護者が楽になったのとは逆に、負担が増えたというケースがあるということが報道されたんですけども、千葉市の場合、無償化によって逆のマイナスが起こったというような、そういうケースというのはあるのでしょうか。あるいは、保護者からそういう相談とか等々というのは寄せられているのでしょうか。

○久保会長 事務局、お願いいたします。

○秋庭課長 幼保運営課でございます。

報道がありました事例を幾つか見ていきますと、市が独自に軽減をされていて、その軽減をこの無償化を機にやめてしまった結果、給食代のほうが高くなるというようなケースがあるようでございます。本市におきましては、国の基準額よりも今の保育料というのは安くはしているんですけども、無償化になった結果、給食費のほうが高くなるというような世帯というのは想定はされておりません。極端に給食代を高く設定するような園があればまた別かもしれませんが、今のところそういった事例というのは報告はされておりません。

以上でございます。

○榎沢委員 どうもありがとうございます。

○久保会長 そのほか、御質問、御意見は。それでは上村委員、お願いいたします。

○上村委員 今の榎沢委員の話ともちょっとつながってきて、私もこれは要望という形なんですけれども、次回以降、質というところの話を伺えるということだと思っておりますが、質というところに対して行政がどこまで責任を持つのかということか、この会議の中でやっぱりいつも話が出てくるところで、例えば保育の実態がどうなっているのかということころを市がどの程度把握しているのかという質問があったときに、巡回訪問に行ってみますというふうな御報告はいただくんですけども、質って何で測るのかって確かに難しいと思っておりますけれども、一定程度のところまでは行政の責任で保育は提供されるべきだと思いますし、量の確保をしていくとなると、先ほど榎沢委員のほうから話があった、空きがある保育園がすごく増えていると、やっぱり子どもたちの生活に若干支障

が出てきているところもあると思うんですが、そういうところを把握する必要があると
思っているのか、それとも、そこはもう園の創意工夫でやってほしいということなのか、
その辺の線引きをどこに千葉市が持っているのかということをご伺いたいと思っ
ております。

あわせて、園を増やすと、1つ園をつくれば、そこに必要な分の人を集めなければな
らない。私、高い保育士の補助金が出ている船橋市の住民なんですが、もう市の中で取
り合いなんですよね。千葉市もそうですけれども。結局、あそこの園にいた子が今度は
こっちにいる、卒業生もそうなんですが、そういうことが実態として起きているので、
どういうふうに人材の確保をしていくのかということ、ちょっと検討をしていただ
きたいなと思います。

以上です。

○久保会長 事務局、よろしいでしょうか。お願いいたします。

○秋庭課長 幼保運営課でございます。

まず質の部分ですけれども、おっしゃるように何をもちょうというのは非常に難しい問
題だとは思っております。次回以降になりますが、どこまでどういったお話ができるか
というのは、かなり難しい話だと思っておりますので、計画上の文言は具体的ではないか
もしれませんが、いずれにしてもそこは一定程度必要なのではないかとこれはおっし
やるとおりだと思いますので、課題の一つとしては認識しております。

それから、空きがある保育所なんですけれども、これにつきましては、4月の段階で
は、それぞれの理由等は聞くようにしております、中には保育士が足りないため、空
きはあるけれどもこれ以上受け入れは難しいとか、そもそも希望がなかったとか、もろ
もろでございます。こういったものを把握して新たに施設をつくっていくことになろうか
と思っております。

あとは人ですね。これは非常に難しい問題でして、お金を出せば出すほどいいのかと
なると、結局限られたパイの中での取り合いになってしまいます。お金の競争みたいにな
っていくことは避けたいなと思っておりますけれども、そのお金以外の部分で、千
葉市としていかに魅力というのを見せられるかということ、観念的な部分になっ
てくるかもしれませんが、これも先ほどの質の部分とあわせて検討をさせていただ
きたいなと思っております。

以上でございます。

○上村委員 よろしく申し上げます。

○久保会長 そのほか、御質問、御意見でございますでしょうか。それでは久留島委員、お
願いいたします。

○久留島委員 ちょっと今の話とあわせて同じようなことになるのかもしれないんですけ
れども、量の確保というのは確実にしなければいけないことで、ただ、私も前回の会議
が終わった後、立場的に子育てを支援するNPOをやっているもので、いろいろなところ
で聞いてみたところ、すごく分かれているのが、保育の質を気にする人と、預けられ
ればいいという人。ただ、こういう会議で大事なところは、子どもの権利とかも考えなく

てはいけないので、保育だったら何でもいいのかというところではないということも、あわせてこういう会議で考えていかなければならないと思います。これは要望です。よろしくお願ひいたします。

○久保会長 事務局、よろしいでしょうか。要望ということですが。

○久留島委員 本当に何か、いいから、預けられればとか。でも、そういう人たちの子どもをやっぱり守らなくてはいけないのがこの仕事ではないでしょうか。

○久保会長 ありがとうございます。そのほか御質問、御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。では畠山委員、お願ひいたします。

○畠山委員 これから質の話をしていくということですが、木村委員の冒頭にお話しになったこと、私も大賛成です。やっぱり今までずっと千葉でやってきた保育園、それから幼稚園とか、その辺のところをしっかりとまた、そこが引き続き、質の高い幼児教育ができるようにしていったほうがいいと私も思います。

それで、この過去5年間でやって、整備の事業者とかどういった形で、定員増加でやったとか、新規の事業者で入ってきた場合には、株式会社ほどのくらい参入してきたとか、その辺のところをきちんと数字で出していただけたらなど。それから、さっき言った幼稚園でやった長時間預かり保育、これもそうですが、それで、株式会社でもしっかりきちんとやっているところはあると思うんですね。だけど、そうではなくて、営利目的でやってきて、それで財務内容も余りよくないと。新設するときにはいいんでしょうけれども、どんどん拡大していったときにそこで破綻していくとか、定員が、今はいいですけれども、これから子どもが減ってきて定員割れしたときにどうなっていくかというようなこともありますから、そういうことをきちんとやっていくのと、あと、質のところでもまた申し上げると思いますが、やっぱり巡回指導ではなくて立入検査、予告しないで、そういう検査もきっちりやったほうがいいのではないかなと思います。

以上です。

○久保会長 事務局はよろしいでしょうか。お願ひいたします。

○柘見幼児教育・保育政策担当課長 幼保支援課担当課長でございます。

これまでの5年間の整備の中身といいますか、そうしたものでちょっと資料としてまとめさせていただきたいと思います。

○久保会長 事務局、お願ひいたします。

○秋庭課長 幼保運営課でございます。

巡回指導、予告なしの立ち入りにつきましても、また次回以降の中であわせて議論させていただきたいと思います。

○久保会長 それでは、そのほか御質問、御意見、よろしいでしょうか。

それでは、ほかに御意見等がないようですので、事務局案のとおり決定してよろしいでしょうか。

【 異議なし 】

○久保会長 ありがとうございます。それでは、事務局案どおりに決定いたします。

続きまして、議題(2)地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」

について事務局より御説明をお願いいたします。

○**栢見幼児教育・保育政策担当課長** 幼保支援課担当課長でございます。

それでは、まず資料2-1をご覧くださいと思います。こちらは地域子ども・子育て支援事業、放課後児童クラブや一時預かり事業、ファミリー・サポート・センターなどの事業の「量の見込み」でございますが、前回説明させていただいたときにまだ調整中だったものがございますので、まずそちらのほうを御説明させていただいてから、その「量の見込み」に対応した「確保方策」、各事業について、資料2-2で御説明したいと思います。

それでは、まず資料2-1の2ページをご覧くださいと思います。時間外保育事業、延長保育事業と呼んでおりますが、通常の利用時間以外において保育を実施する事業となっております。こちらは、前回調整中でしたが、算出方法としましては、国の手引きに基づいてニーズ調査の数字を使ってまず出すということです。ニーズ調査の中から18時以降の保育を希望する方の割合を算出して数字を出しております。

下の表、上段の量の見込みでございますが、算出した結果がちょっと実態のほうと乖離しているという形でございます。こちらは、国の手引きに基づいて出した場合、特に地域子ども・子育て支援事業については乖離が出る場合がありますので必要な補正を行うという形になっております。下の表が補正を行ったものでございますが、過去3年間の利用実績から量の見込みを算出しております。先ほどの教育・保育の量の見込みをもとに、過去3年間の延長保育の利用率をもとに数字を出して補正をしているという形になっております。

続きまして、5ページをご覧くださいと思います。5ページ、それから次の6ページ、両方一時預かりとなっておりますが、こちらは保育園などで在園児以外のお子さんをお預かりする事業でございます。5ページが不定期の利用、6ページが定期利用となっております。

まず、5ページでございますが、こちらは国の手引きに準じてニーズ調査から算出をしております。算出方法のところがございますが、ニーズ調査の結果からいわゆる不定期の預かり事業の利用を希望している方の割合、それと、調査結果から②にございます3つの事業の年間平均利用日数、こちらを算出しまして、その2つの数字から年間の延べ利用者数を算出、そして最後に、一時預かり事業、②の3事業のうち一時預かり事業の割合を算出して数字を出しているという形になっております。

下の表ですが、上の量の見込み、手引きどおりに出しますと、R2年度のところ、19万人という数字で、過年度の実績よりもかなり乖離した状況となっております。やはり不定期の預かり、あれば利用したいという希望があって、実際に利用をされるかというところでちょっと違うところがあるかと思っておりますので、下の補正の考え方でございますが、こちらは、国の手引きですと保育所に在籍している児童がちょっと含まれているというところもございましたので、そうした児童を除き、それから、次のページで御説明します定期利用、こちらは定期利用、不定期利用、両方利用をしている、重複があるという部分がございますので、その分を案分して数字を出しております。数字の補正

案のほうはご覧のとおりとなっております。

次に6ページ、こちらのほうはいわゆる定期利用となっております。家庭で保育を受けることが一時的に困難となった子どもさんについて保育所などで預かるものでございますが、こちらは国の手引きに算出の方法がございませんでしたので、ニーズ調査に基づいて独自に算出しております。算出方法としては、週2日から3日就労して保育園などを利用していない方の割合を算出して、ニーズ調査上の利用の日数を乗じまして年間の延べ利用日数を出しております。その上で不定期分との重複を案分して調整してございます。量の見込みのほうは下のほうの表にあるとおりとなっております。

続きまして、7ページをご覧いただきたいと思います。ファミリー・サポート・センターでございますが、こちらは算出の考え方は前回御説明したものと同じでございますが、若干ちょっと根拠の数字に修正がございましたので、数値のほうにこちらの修正があるという形になっております。

また、次の8ページ、病児保育事業でございます。こちらのほうは前回説明をさせていただきましたが、量の見込み、国の手引きどおりに出した後の補正の考え方でございますが、8ページの下の方に補正の考え方がございます。その一番下、米印のところ、親族等が見ることができるケースを除外していましたが、そのままカウントするという形で修正をしております。また、算出方法を精査しましたところ、算出する際に、保育施設を病気などで利用できなかったときに、父親、母親、いずれかが仕事を休んだ場合で、病児・病後時保育を利用したかったというニーズ調査で選択をした方と、実際に利用をした方、重複して両方丸をつけている方がいらっしゃいましたので、恐らくケースによって両方のケースがその方はおありだったかと思うんですが、そういった重複部分などを除外するという形でもう1度算出し直しているという形になっております。

続きまして、11ページをご覧いただきたいと思います。こちらは利用者支援事業として、母子健康包括支援センターでございます。こちらは前回諮らせていただいたんですが、量の見込みの数字につきまして、前回、人員の配置人数を設定していたんですが、こちらのほうを面接の件数ということで、より、量の見込みに適した数字に変えております。算出方法としては、これは独自に算出したものとなっております。過年度の妊娠届出数と女性の推計人口から妊娠届出数を算出しております。また、母子健康手帳の転入者への交付の数などによりまして、妊娠届出時の全数面接と転入者の全数面接、こちらのほうの量を見込んだものとなっております。そのほかの量の見込みにつきましては、前回御説明させていただいたとおりとなっております。

続きまして、資料2-2をご覧いただきたいと思います。こちらは資料2-1のほうで出しました量の見込みに対応した確保方策、どれだけの数量を整備していくかという形のものとなっております。時間が限られておりますので、各事業、ポイントだけ簡単に御説明をしたいと思います。

まず1ページ目、放課後児童クラブでございます。本市では子どもルームと呼んでおりますが、子どもルームの確保方策についてとなっております。子どもルームにおきましてもやはり女性就業率の増加などに伴いまして需要の増加が予想されておりますが、

資料の下、【参考】推計児童数の推移という表がございます。30年度と31年度から令和6年度まで、子どもルームの対象となります小学校1年生から6年生、6歳から11歳のお子さんの児童数、こちらのほうは全市で、一番右の欄ですが、1,819人、3.9%減少する見込みとなっております。その児童数の推計も踏まえまして、先ほどの女性就業率の増加ということもございますので、今後の子どもルームの利用量の上昇も加味した上で、区ごとに利用ニーズや児童数の推移に差があるので、区ごと、年度ごとに、需要増が見込まれる地区における受け入れ枠を拡充するというところで確保方策を検討してございます。

なお、ちょっと資料にはございませんが、この確保方策の実施に当たりましては、平成30年の4月に過去最大となる638人の待機児童が発生したということから、「子どもルーム待機児童解消のための緊急3か年アクションプラン」を30年7月に策定しまして、ルーム整備のほか民間保育事業者の活用に取り組んでおります。次期プランの計画期間においても、ルーム施設の整備のほか、一部小学校区については民間保育事業者による受け入れなどを想定して、全体ではある程度余裕を見たまの確保を行うものとしております。

なお、子どもルームは低学年と高学年に利用率の差がございます。学年が上がるに従って学習塾に通うことなども多いので、一般的に低学年の利用率が大きく、高学年の利用率が低い状況がございます。資料の中を見ていただきましても、1年から3年の低学年の数字が、4年から6年の高学年の数字より大きくなっているという形になっていると思います。参考までに、今年度は全利用者の約8割が低学年、残り2割が高学年となっております。低学年、特に1・2年生につきましては自宅での1人の留守番は難しいという児童もいると考えられますので、低学年の量の見込み、例えば下のほうに全市とございますけれども、その量の見込みに関しても極力待機が発生しないよう、低学年は確保方策から量の見込みを差し引いた数字に確保不足を示す三角、マイナスの数字がつかないよう量の確保を行うということで数字を整理してございます。

子どもルームについては以上でございます。

続きまして、2の時間外保育事業、延長保育事業をご覧いただきたいと思っております。延長保育につきましてはほぼ全園で実施しているということがございますので、基本的には現状で充足していると考えられるところがございます。今後開園する認定こども園、保育所、地域型保育事業などについても、原則としてこの延長保育を実施して、これについては量の見込みに対応した同数の事業量の供給をしていくというような確保方策の内容となっております。

続きまして、3ページをご覧いただきたいと思っております。幼稚園の預かり保育、その中の不規則の利用となっております。こちらも幼稚園の預かり保育、不規則の利用につきましては現状でほぼ充足していると考えられますことから、こちらも量の見込みに対応した事業量の供給を確保方策として置いているという形でございます。

続きまして4ページ、3-2、こちらは幼稚園の預かり保育の定期的な利用という形でございますが、先ほども少し申し上げましたが、私立幼稚園などにつきましてもほぼ

全ての園で預かり保育を実施しているという状況でございますので、こちらのほうの確保方策も、量の見込みに対応した事業量を同数提供していくという形で数字を置いております。この辺の見方は現行計画と同じという形になっております。

続きまして、5ページをご覧くださいと思います。保育所などの一時預かり、不定期利用分という形になっております。これについては、量の見込みと過年度の実績、令和元年度の見込み数と差がございますので、令和6年度の量の見込みから令和元年度の見込みの数を差し引いた人数、約1万1,000人ほどですが、これを5年間で均等に解消していくという形で確保方策を見ております。

続きまして、6ページをご覧くださいと思います。保育所などの一時預かりの定期利用分となっております。こちらにつきましても、量の見込みが現在の供給は余っているということで、令和6年度の量の見込みから令和元年度の見込みの数を差し引いた約2万5,000人となっておりますが、これを5年間で解消していくという形で確保方策を見ております。

続きまして、7ページをご覧くださいと思います。ファミリー・サポート・センターでございます。こちらにつきましても、提供会員が不足している地域におきまして重点的に会員獲得活動を実施するとともに、既存の提供会員の稼働率を上昇させるということで、5年間、事業量を向上させて、令和6年度までに量の見込みに対応した事業量を確保したいということで確保方策の数字を置いているものでございます。

続きまして、8ページをご覧くださいと思います。病児・病後児保育でございます。こちらについては既存施設の定員の拡大と新設によりまして、内訳は資料のほうに記載してございますが、令和6年度までに量の見込みに対応した事業量を確保していくという形の確保方策となっているところでございます。

続きまして、9ページをご覧くださいと思います。地域子育て支援拠点事業、千葉市では、子育て支援館や地域子育て支援センター、子育てリラックス館などでございますが、実施施設の受け入れに一定の余裕があり、量の見込みに対応した事業量を既に提供しているため新規の整備は実施しないということで確保方策を置いております。

続きまして、10ページをご覧くださいと思います。利用者支援事業の子育て支援コンシェルジュでございます。こちらにつきましても、相談時間の延長、拠点施設への出張相談回数の増加などによりまして、市民サービス充足を図るため、各区に2人ずつ配置するという形で確保方策を見込んでいるところでございます。

続きまして、11ページをご覧くださいと思います。先ほど量の見込みで御説明した利用者支援事業のうちの母子健康包括支援センターでございます。保健師または助産師による妊婦の全数面接が継続して実施できるよう、周知を行うとともに、専門職員の確保、資質の向上を図って、令和2年度からの必要な事業量を確保できる体制をつくっていくという確保方策となっております。

続きまして、12ページをご覧くださいと思います。こちらのほうはまとめて御説明いたします。ショートステイ子育て短期支援事業、それとトワイライトステイ子育て短期支援事業となっております。こちらにつきましても、実施施設における専任職員の

配置などに資する取り組みによりまして、受け入れ枠の拡充を図って量の見込みを満たしていくというような確保方策としていくところでございます。

続きまして、13ページをご覧ください。13ページ、14ページは、それぞれ訪問事業という形になっております。13ページの乳児家庭全戸訪問事業につきましては、必要な専門職員を確保して訪問率を維持するということと、それから、市ホームページによる広報、母子健康手帳交付時などの機会に周知を行いまして、令和2年度から量の見込みに対応した事業量の確保をしていくという方策となっております。

また、14ページの養育支援訪問事業につきましても、養育に関する相談、指導、助言、その他必要な支援を継続していくために専門職員の確保及び資質の向上によりまして、令和2年度から必要な量の見込みに対応した事業量を確保していくという形にしております。

また、最後、15ページでございます。妊婦健診でございます。こちらにつきましても市ホームページによる広報、母子健康手帳交付時の妊婦健診の説明などの取り組みによりまして、今後も同程度の受診率を維持して、令和2年度から量の見込みに対応した必要な事業量を確保していくという確保方策となっているところでございます。

各事業、駆け足での説明となってしまいましたが、説明は以上でございます。

○久保会長 御説明ありがとうございます。それでは、ただいま事務局より説明のありました次期子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」につきまして、何か御意見、御質問ございますでしょうか。渡辺委員、お願いいたします。

○渡辺委員 済みません。放課後児童クラブ、子どもルームと、あとファミリー・サポート・センターのことなんですけれども、幼稚園までは先生に対する児童数、子どもの数がすごく少ないのであれなんです、学童の時期になると急に先生対子どもの数がとても増えてきてまして、例えば障害児の受け入れとかは別にカウントされたりとかしているんでしょうか。例えば子どもルームにしろ、ファミリー・サポートにしろ、やっぱり障害児だと配慮が必要なので、今は本当に、よほどじゃないと子どもルームの加配もつくことがほとんどないというふうに聞いていまして、そういった意味では、今いる先生方の努力によって成り立っているところもあるので、そういったものは別に数字としてきちんと数えているのかというのと、あと、ファミリー・サポートにしろ、そういったお子さんの対処なんかはどういうふうにされているかというのはきちんと把握されているかというのを聞きたいです。

○久保会長 それでは事務局、お願いいたします。

○鎌野課長 健全育成課でございます。

障害のあるお子さんのことについてですけれども、実際、発達障害を含めて障害のあるお子さんを、今年度、264人お預かりしている状況です。その全てに加配がついているかということ、現状はそうはいきません。障害についても、いろいろ重い場合とそうでない場合がございますので、必要に応じて、保護者が面接を希望していただいて、その状況とかの確認をした上で、できる範囲で加配をつけるということでございます。面接をしたから必ず加配がつく、そういう状況ではないということで、学童保育についても人

手が不足している状況が正直ございまして、なるべく障害のある場合に加配をつけていこうという考えではございます。

○久保会長 それでは、お願いいたします。

○鈴木課長 幼保支援課でございます。

ファミリー・サポート・センターのほうになるんですけれども、ファミリー・サポート・センターの事業につきましては、依頼会員という方がニーズがある場合に、その提供会員という方がいらっしゃいまして、それをコーディネートするという形なんですけれども、障害を持ったお子さんの対応についても同様でございまして、やはりそのときに対応できる提供会員さんがいればコーディネートできますし、そのちょうどよい時間にそういう方がいなければというような形になっていくと思いますので、そういった対応ができる方が増えていくということが、そういった対応につながるのかなと思っています。

○渡辺委員 それではまず学童のほうですけれども、加配は実際には何人についていらっしゃるのかというのが聞きたいのと、あとファミリー・サポートは、提供会員さんは何人、そういう障害を持った方に対応できる方がいらっしゃって、実際に何人お預かりになっているのかというのは、わかったら教えてほしいのと、あと、そういうのを教育するみたいな、よく普通のお子さんを預かるための基礎研修というのをやっていますけれども、そういう障害児のための研修みたいなのは考えていらっしゃるのか教えてください。

○久保会長 それでは事務局、お願いいたします。

○鎌野課長 健全育成課でございます。

今年度、4月1日現在で、加配のついている障害のある方で37名でございます。研修については、指導員さんの研修の中で、今年度についても障害のある方の実体験を通して障害児対応を学ぶ等の研修を予定しております。あとはやはり小学校との連携ですね。普通学級に在籍しているお子さんもいますし、特別支援学級に在籍しているお子さんもいるんですけれども、担任の先生と指導員の方が連絡を密にし、その間に保護者も入ってというような対応をしているところでございます。

○久保会長 お願いいたします。

○鈴木課長 ファミリー・サポート・センターでございますけれども、やはり個別のお子さんとのマッチングになりますので、障害といえるのかとか、程度ですとか、そういったものの個別の把握というのはできていない状況です。やはり、その状況に応じて対応できる方がいるかというのを、丁寧に1人1人マッチングをしているというふうに市としては認識をしております。

研修につきましても、当然行ってはいるんですが、障害等について、どういう内容かとか、まさに障害なのかとか、程度の問題だと思うんですけれども、ちょっと内容についての詳細というのは今把握できておりません。そういう状況です。

○久保会長 研修の内容等をまた把握していただきたいと思います。

そのほかございますでしょうか。木村委員、お願いいたします。

○木村委員 3ページの幼稚園預かり保育から、5ページの一時預かり（不定期利用分）、この同じ一時預かりでも全く内容が違っておりまして、別物でありますので、幼稚園の部分に関しましては幼稚園関係者の方に申し上げていただいたほうがよろしいかと思うので言いませんけれども、この5ページ、6ページの一時預かり、不定期分とか、これの見込みとか実施に当たっては、いわゆる国基準で実施するところに実施費用を出すということでは現場としてはもう対応し切れないのが現実でして、例えば東京都などは都加算とか区加算とか、このいわゆる一時保育がきちんと実施できるように、例えば人件費をきちんと補助をすとか、そういった地方自治体加算というのがきちんとあるところは実施がされていくんです。国基準でやるところというのは無理なんですね。国というのは大概できない基準で出しているんです。地方自治体の財政の豊かなところは実施していくし、また、東京都は、予算が全然違いますから、いろんなものに予算がついてくるんですね。

実は、市のほうにお金がないと実施できないのが現実でして、だから、そういったところをきちんと担当のほうは考えて、見込みを出すのはいいんだけど、それが本当に実施できるかどうかは、現場がそういった人件費だとか、実施するのにああやってよかったなと思えるような、例えば算定基準でやるとか、定数のほうの問題であるとか、先ほど加配というお話がありましたけれども、そういうようなところをきちんとしていっていただかないと、現場としては実施するのに困難を来してしまいますということで、この地域子育ての支援事業の量の見込みという、項目でいろいろ出ていますけれども、もともとの部分で費用的には本当に足りないと思っていますので、御検討をお願いします。

以上です。

○久保会長 事務局、お願いいたします。

○秋庭課長 幼保運営課でございます。

今御指摘のありました一時預かり事業ですけれども、現在、国基準額に加えて、市単独で本市でも最大で190万円ぐらいの上乗せをしております。これは今、何人から何人までが、例えば年間100人から199人まで預かると国基準額では160万円とか、そういうふうになっております。国の階段というか、分けが非常に大ざっぱといいますか、幅が大きな階段になっておりまして、市ではその階段を少なく、100人程度に小さく刻んで、それぞれ国の基準に加えてプラスで市単独で加算をしております、先ほど申し上げたとおり、最大で190万円程度の上乗せというのはしております。

お金の話になりますが、先ほどと一緒に、今この場でというわけにはいきませんが、今の数字が全てというのではなくて、これは毎年毎年、皆様の現場の御要望も聞きながら、予算編成の中で検討はさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○久保会長 それでは、そのほか御質問。では畠山委員、お願いいたします。

○畠山委員 放課後児童クラブなんですけれども、これの見込まれる地区においては受け入れ枠の拡大を行うというふうには書いてあるんですけれども、これは社会福祉協議会に

委託してやっているんだと思うけれども、これは民間の、例えば幼稚園とか保育園とか入る余地があるのかどうか、今後どういうふうに整備をやっていくのか、今の施設でそのまま、これだけでよいのかという話と、あと9ページに地域子育て支援拠点事業ということで、事業量を提供しているため整備は実施しないと書いてあるんですけども、中央区を見ると、令和2年度が4万7,000人、これは毎年ずっと確保されていないということですよね。それで、区によっては、例えば緑区とか美浜区とか、みんなばらつきがあると思うんだけど、これはもう少し、子どもの人数も違うわけだから、中央区なんかはもう少し整備したらどうかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○久保会長 事務局、お願いいたします。

○鎌野課長 健全育成課でございます。

放課後児童クラブの民間事業者の件ですが、現状としては待機児童が発生していて、学校に余裕教室がなくルームを増やせない、あるいは近隣の空きテナントとか、そういったところも見込めないようなところ、つまり、何もしなければ待機児童が多く発生してしまうような場所で、民間補助事業者の方に参入していただくと待機児童解消の事業になると考えております。ただし、地域と希望される事業者のニーズがマッチングしなるとなかなかうまくいかないということでございます。幼稚園、保育園が母体の民間補助の事業者の方も、現在何か所か運営していただいているというのは、現状、ございます。

○畠山委員 それは何か所あるんですか。そういった場合は公募されているんですかね。

放課後児童クラブですか、これはどういうふうに募集してやっているんですか。

○久保会長 事務局、お願いいたします。

○鎌野課長 現在、事業者としては8つございますが、母体が保育園のところは3つございます。募集というのは、ホームページ上で募集はしているところなんですけれども、あと、昨年の保育園協会の総会の際にこれは活用させていただいているところです。どこでもいつでもたくさん募集しますというものでもないので、余り募集の仕方とかを大げさにやっていないというのは現状でございます。

○久保会長 それでは、もう1つの質問について、お願いいたします。

○鈴木課長 幼保支援課でございます。

地域子育て支援拠点事業でございますが、整備は実施しないというようなことになっております。こちらですけれども、中央区に、今、子育て支援館という大きな施設がございます、あとは保育所に併設されています地域子育て支援センター、あとは個別のリラックス館というもので、市内全域で20か所で展開しているものでございます。

今後についてですけれども、整備しないというふうにはしておりますが、やはり地域の子育てというのは、割とその地域、近いところで支援が必要なお子様、保育所とかに入っていない方々になりますので、支援が必要だと考えております。今後の展開としましては、当然、認定こども園ですとか保育園ですとか、そういったところも地域子育てというものが事業として位置づけられていると思います。幼稚園もそうなのかもしれませんが、そういったところと連携しながら、こういった地域の子育てというもの

を考えていく必要があると思っております、今の時点では新しい施設というものは考えていないというような状況でございます。

○久保会長 それでは原委員、お願いいたします。

○原委員 先ほど木村委員のお話では、一時預かりのほうは受け入れ側としては難しいというお話だったんですけれども、保護者側の意見としては、先日、家庭に問題を抱えているお母さんがおまして、そちらの方が市の婦人相談で相談したところ、経済的自立のために週一、二回のパートを始めてはどうかというお話で、仕事を見つけたんですけれども、実際にいざ不定期利用で保育園を利用したいと探したところ、どこも定員がいっぱいで預かれないから、仕事もできず、経済的自立もかなわずという話がありました。私も去年、不定期利用を利用したいと思って連絡させていただいたんですけれども、1か月前からの予約制であるとか、もう定員がいっぱいであるので受け入れができないというお話だったので、急には利用できないという旨を、妊娠届を出したときに、こういうサービスがあるよというふうに教えてはいただけるんですけれども、実際に利用したいと思うときって突然起こったりすることがあると思うので、そういう突然の利用は不可能に近いとか、母乳育児だともう預かることが難しいという旨を、この資料を配付するときに教えていただければ、もうちょっと前々から準備ができたのかなと思ったりしたので、あとはファミリー・サポートの利用をまた検討してくださいというふうに伝えていただければと思います。

○久保会長 事務局、お願いいたします。

○秋庭課長 幼保運営課でございます。

一時預かりについてですが、貴重な御意見をありがとうございます。量だけではなくて、今おっしゃられたような実際の使い方部分、それにつきましては、おっしゃられたような内容について、私どももできる限りそういったことが起こらないように、御説明を含めて丁寧な対応はしていきたいなと思っております。

以上でございます。

○久保会長 原木委員、お願いいたします。

○原木委員 病児保育のことですけれども、ここに今後新設の予定が書いてありますが、これはあくまでも希望ですよね。今後、努力していかなければいけないという希望ということでもよろしいですか。

今、千葉市は医療機関併設型なので、医療機関が病児保育を立ち上げるのはすごく大変で、しかも赤字がその後見込まれるということで、かなりみんなボランティア精神で小児科医が身を削ってやっているところなので、ぜひ、立ち上げやすいようにいろいろ工夫していただくと助かるのと、あとは、いつも連絡会でお話ししているように、市外のお子さんとの連携や、市外の連携、既存の施設との連携であるとか、あとは、この開設するときの費用補助であるとか、そういうことに関しても積極的に補助をしていただければと思います。これは希望です。

○久保会長 事務局、お願いいたします。

○鈴木課長 幼保支援課でございます。

病児・病後児保育事業ですね、やはりニーズが高いにもかかわらず、必要な施設が足りていないと考えております。今回の量の見込み、高い数字で設定させていただきました、それに対する確保方策が必要だということで書かせていただいておりますが、なかなか実現困難な計画だと思っています。こちらはやっぱり区ごとに量の見込みを出しておりますので、区ごとに整備量、さも具体的に書いておりますが、見込みがあるわけではなくて、やはりニーズがあるところ、近くに整備する必要があると思っ一応このような形にしております。

おっしゃっていただいたとおり、立ち上げやすい用意ということですか、あとは市外との連携、市外というものもやはり市のニーズが多過ぎてまだ賄い切れていないということでもうまくいっていないところもございますので、計画を進めながら検討をしていきたいと思っております。

○久保会長 それでは、そのほかに何か御質問、御意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、御意見、御質問がないようですので、事務局案どおりに決定してよろしいでしょうか。

【 異議なし 】

○久保会長 ありがとうございます。

続きまして、次第の3、その他ですが、事務局から連絡等ございますでしょうか。お願いいたします。

○内山課長 次回以降の開催予定についてお知らせいたします。今回は、11月19日火曜日となっております。その後、12月と来年3月の、合わせてこの3回の開催を予定しております。皆様大変お忙しい中で誠に恐れ入りますが、御理解、御協力をよろしくお願いしたいと思います。

12月と来年3月の開催日程につきましては、改めて調整のほうをさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○久保会長 それでは、最後に委員の皆様から何か全体を通しまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。それでは久留島委員、お願いいたします。

○久留島委員 前回も紹介させていただきました認定こども園の理解について、私もちょっとNPOの仲間にも聞いたりしたり、あと千葉市のサイトももう1回改めて見たんですけども、この平成27年の段階で、子ども・子育ての支援の三法が出たときには、質の高い幼児期の学校教育・保育ということで出ているんですけども、その後に保育指針とかが変わって、どの施設、認定こども園でも保育所でも幼稚園でもそのために幼児教育を確保していこうということになって、保護者が見たときに、何で認定こども園なのに幼稚園という名前なのか、利用者がすごくわかりにくかったりするところもある。それでホームページにも、保育所、認定こども園のところにも幼児教育という言葉で統一するとか、その利用する方に、ここが27年に変わったという、その後に変わったことではあるんですけども、何かそこら辺の整合性があり、また、千葉市は、保育所

でも認定こども園でも幼稚園でも、アプローチカリキュラム、スタートカリキュラムというところで、一緒に高めていこうという取り組みをしているところではあるので、そういうところが選ぶ側にも見えていくというのがちょっと必要なと。近所のおじいちゃんも、うちの子どもも認定こども園というのは何？というようなとか、結構関心を持っている方はいらっしゃる。ただ親も、自分が保育所だったり、幼稚園だったり、認定こども園に通ったことがある大人はいないんですよ。そうしたときにやっぱりそのことを丁寧に説明するというのは引き続きぜひお願いしたいなど。サイトを見たときには、そこら辺はどこでも幼児教育なんだよというところを、千葉市としても発信していただければなと思っています。

あともう1つ、千葉市のサイトを見ていると、幼稚園型、幼保連携型は多いんですけども、公立型の認定こども園なんかあっていいはずなんですけれども、そこがないんですよ。地域のニーズで保育所型があつていいエリアもあると思うんです。そこら辺のところも今後考えていっていただきたいなというのがちょっと意見です。

なので、幼稚園なんかは今、11月1日は募集の時期で、もう今の時期だと遅いんですよ。そこら辺がかわって、年度がかわったり、なるべく早くサイトのところの見え方みたいなのも検討をしていって、この会議を使っていただいてもいいと思うので、検討できればなと思っていますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○久保会長 事務局から今のは何かコメントとかございますでしょうか。お願いいたします。

○栢見幼児教育・保育政策担当課長 今の御意見を踏まえまして、ちょっとホームページなども見直して検討をしたいと思います。

以上でございます。

○久保会長 そのほか何か御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、予定していた議題は以上で終了となります。委員の皆様の御協力をもちまして円滑に議事を進めることができました。どうもありがとうございます。

それでは、事務局にお返しいたします。

○安西補佐 それでは、以上をもちまして令和元年度第2回千葉市子ども・子育て会議を閉会いたします。委員の皆様方、本日はありがとうございました。